

〔別 紙〕

様式1

事 業 報 告 書

(自 令和 4年 11月 1日 至 令和 5年 10月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 笹屋内科外科

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 和歌山県新宮市緑ヶ丘 3丁目 1番 1号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 11月 29日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 12月 13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	笹屋 高大	笹屋内科外科管理者

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	施設の名 称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	3012310425	笹屋 内科 外科	和歌山県新宮市緑ヶ丘 3丁目 1番 1号	一般病床 無床 療養病床 無し [医療保険 無し] [介護保険 無し]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 12月 24日 令和3年度決算の決定

令和 5年 10月 22日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 笹屋内科外科
 所在地 和歌山県新宮市緑ヶ丘3丁目1番1号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和5年10月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	169,314	I 流動負債	9,882
II 固定資産	112,374	II 固定負債	52,984
1 有形固定資産	24,012		
2 無形固定資産	7,468	負債合計	62,866
3 その他の資産	80,894		
資産合計		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	208,822
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	218,822
		負債・純資産合計	281,688

法人名 医療法人 笹屋内科外科
 所在地 和歌山県新宮市緑ヶ丘3丁目1番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 11月 1日 至 令和 5年 10月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	197,623
2 事業費用	153,829
本来業務事業利益	43,794
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	43,794
II 事業外収益	3,373
III 事業外費用	163
経常利益	47,004
IV 特別利益	122
V 特別損失	0
税引前当期純利益	47,126
法 人 稅 等	314
当 期 純 利 益	46,812

様式 2

2(2)

法人名 医療法人 笹屋内科外科

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 和歌山県新宮市緑ヶ丘3丁目1番1号

財 産 目 錄

(令和 5年 10月 31日現在)

1. 資 産 領	281,688 千円
2. 負 債 領	62,866 千円
3. 純 資 産 領	218,822 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	169,314
B 固定資産	112,374
C 資産合計 (A+B)	281,688
D 負債合計	62,866
E 純資産 (C-D)	218,822

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 笹屋内科外科
 所在地 和歌山県新宮市緑ヶ丘3丁目1番1号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
従業員	笛屋昌文	医師	当法人理事長の父	診療所家賃の支 払(注1)	8,893	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 不動産の賃借料は近隣相場を参考にしている。

監事監査報告書

医療法人 笹屋内科外科
理事長 笹屋 高大 殿

私は、医療法人 笹屋内科外科の令和4年会計年度（令和4年11月1日から令和5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 12 月 3 日
医療法人 笹屋内科外科
監事 因本 俊樹

印